

鹿屋市電子契約の運用に伴う関係規程の整理等に関する訓令

(鹿屋市電子署名規程の一部改正)

第1条 鹿屋市電子署名規程（平成18年鹿屋市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 立会人型電子署名 契約等を行う当事者でない第三者であるサービス提供事業者が、当事者の指示に基づいて付与する当該事業者の証明書を付した電子署名をいう。

第3条中「鍵情報格納カード」を「次の各号のいずれかに掲げる方法」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 鍵情報格納カードの利用

(2) 立会人型電子署名の利用

(鹿屋市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程の一部改正)

第2条 鹿屋市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程（平成18年鹿屋市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第19条中「契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書」という。）」を加える。

(鹿屋市入札等による契約締結のための手続に関する規程の一部改正)

第3条 鹿屋市入札等による契約締結のための手続に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「基づき契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書」という。）」を、「記名押印」の次に「（電磁的記録の場合にあっては、電子署名）」を加える。

(鹿屋市防災行政無線通信管理規程の一部改正)

第4条 鹿屋市防災行政無線通信管理規程（平成18年鹿屋市訓令第48号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「契約書」の次に「又は業務委託契約内容を記録した電磁的記録」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。